

食品安全委員会（第577回会合）議事概要

日 時：平成27年9月15日（火） 14：00～15：13
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか4名出席
傍聴者：報道1名、行政機関0名、一般1名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 添加物「亜セレン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 添加物「硫酸亜鉛」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 動物用医薬品「フルアズロン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 動物用医薬品「フルメトリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「亜セレン酸ナトリウムのセレンに関する0か月児～2歳児までの摂取量の上限值を $5.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日（セレンとして）と設定する。

また、提出された推定一日摂取量は「0か月児～2歳児までの摂取量の上限值」を超過する可能性があることから、リスク管理機関においては、亜セレン酸ナトリウムの新規指定に当たり、使用基準（案）を含むリスク管理措置についてあらためて検討する必要がある。」

「硫酸亜鉛の亜鉛の摂取量に関する上限値を $0.63 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日（亜鉛として）と設定する。」

「フルアズロンの一日摂取許容量を $0.043 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」

「フルメトリンの一日摂取許容量を $0.0039 \text{ mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(2) 平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

報告があった7課題の事後評価結果について、該当する研究者に通知することとなった。

(3) 食品安全モニターからの随時報告(平成26年10月～平成27年3月分)について

→事務局から報告。

(4) 食品安全関係情報(8月8日～8月28日収集分)について

→事務局から報告。

欧州連合(EU)が6月26日に特定の食品中の鉛(lead)の基準を改正する委員会規則(EU) 2015/1005を官報で公表した件の概要を報告。

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成27年8月分)について

→事務局から報告。